

## 議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	平成29年 2 月 20 日
開 会 時 刻	午前 9 時 58 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 20 分
出 席 委 員 名	◎吉岡勝裕 ○上田修一 辻 孝記 藤原清史
	西山則夫 宿 典泰 世古口新吾 中村豊治
	浜口和久 (議長)
	世古 明 (委員外議員)
欠 席 委 員 名	中山裕司
署 名 者	辻 孝記 藤原清史
担 当 書 記	野中久司
審 査 案 件	1 予算特別委員会の設置について
	2 3月定例会の議事日程について
	3 伊勢市議会議員定数条例の一部改正について
説 明 者	議会事務局長

## 会議の概要

吉岡委員長開会を宣言。

議長発言の後、会議に入り、会議録署名者に辻委員、藤原委員を指名決定した。

はじめに、「予算特別委員会の設置について」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、発言もなく、事務局の説明のとおり決定した。なお、決定後に小山議員から委員外委員の発言の申し出があったが、暫時休憩した後、次の議題に入った。

次に、「3月定例会の議事日程について」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、発言もなく、事務局の説明のとおり決定した。

次に、「伊勢市議会議員定数条例の一部改正について」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行い、次回3月6日の会議において、改めて協議することとした。

この後、委員会を閉会した。

上記署名する。

平成29年2月20日

委員長

委員

委員

## 【予算特別委員会の設置について】

それでは、議長に代わりまして、予算特別委員会の設置につきまして、御説明申し上げます。

3月定例会におきましては、平成29年度当初予算の議案をご審議いただくこととなりますが、予算の審査につきましては、2月14日に開催されました、議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会におきまして、「議長を除く、27名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、前回の決算審査と同様に、各常任委員会を単位とする分科会を設置して審査する」ことをご確認いただいております。

その内容でございますが、お手元の資料1の「伊勢市議会予算特別委員会運営要綱 案」をご覧ください。

昨年9月の決算審査時に制定しました、「伊勢市議会決算特別委員会運営要綱」と同様の構成となっております。

第1条につきましては、趣旨でございますが、ここでは、特別委員会の名称を「予算特別委員会」といたしております。

次に、第2条につきましては、委員の構成でございますが、「委員会の委員は、議長を除くすべての議員とする」こととしておりまして、前年度までの予算審査におきましては、監査委員である議員を除いておりましたが、見直しを行っております。

次の3条から最後の11条までの規定につきましては、前回の決算審査と同じ内容になっておりますので、後ほど、ご高覧いただきますよう、お願いいたします。

予算特別委員会の設置につきましては、議会運営委員会で御協議いただく事項でございますので、予算の審査につきまして、議長を除く、27名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、前回の決算審査と同様に、各常任委員会を単位とする分科会を設置して御審査いただくこととするかどうか、御協議の上、御決定いただきますよう、お願いいたします。

### 【3月定例会の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

3月定例会に提出される案件は、当局から、お手元の案件表のとおり、議案が第1号から第47号までの47件と、報告が4件の計51件でございます。

内訳を申し上げますと、議案につきましては、当初予算が10件、補正予算が10件、条例が16件、定住自立圏形成協定の変更が7件、財産の取得が1件、市道の認定が1件、人事案件が2件、そして、報告が4件でございます。

議会提出といたしましては、「発議第1号 伊勢市議会議員定数条例の一部改正について」でございます。

それでは、議事日程案につきまして、御説明申し上げます。

お手元の平成29年3月市議会定例会日程（案）を御覧ください。

3月定例会は、2月27日・月曜日に開会、3月27日・月曜日までの29日間をお願いいたします。

会議規則の規定による休会日は、3月4日、5日、11日、12日、18日、19日、20日、25日及び26日でございます。

まず、2月27日・月曜日は、午前10時に本会議を開会いたしまして、議案等説明員の報告等、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて、会期の決定をお願いいたします。

次に、「議案第1号」から「議案第10号」までの当初予算10件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第11号」から「議案第20号」までの補正予算10件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第21号」から「議案第36号」までの条例議案16件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第37号」から「議案第43号」までの、定住自立圏形成協定の変更に関する議案7件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第44号」の財産の取得に関する議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第45号」の市道認定の議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

ここで本会議を休憩し、全員協議会を開会いただくことといたしております。

協議案件は、「人権擁護委員について」でございます。人事案件でございますので、秘密会としていただきます。

全員協議会・閉会后、本会議を再開し、「議案第46号」及び「議案第47号」の人事案件2件を順次上程し、それぞれ当局説明、質疑の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

以上で、この日は散会となりますが、本会議散会后、「常任委員会・正副委員長・会議」をお開きいただき、各常任委員会の開催日程を御協議いただきます。

また、「正副委員長・会議」終了後に、各派代表者会議をお開きいただくことといたしております。案件は、3月末で委員の任期が満了となります国民健康保険運営協議会・委員の「各種委員について」でございます。

その後、議会のあり方調査特別委員会広報検討分科会を開くこととしております。

次に、2月28日・火曜日から3月3日・金曜日までを、議案の精読のため、議決で休会としていただきます。

質疑・一般質問の通告につきましては、3月1日・水曜日、正午に締め切らせていただきます。通告書につきましては、記載例を参考に、具体的に要旨をお書きの上、必ず、発言者御本人から提出していただきますよう、お願いいたします。

次に、3月6日・月曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開きいただき、質疑・一般質問の順番等をお決めいただきます。

その後、午前10時に本会議の継続会議を開き、「議案第1号・外9件一括」を上程し、質疑の後、先ほど、ご決定いただきましたとおり、予算特別委員会を設置のうえ、審査を付託いたします。

次に、「議案第11号・外9件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ関係常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第21号・外15件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ所管の常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第37号・外6件一括」を上程し、質疑の後、総務政策委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第44号」を上程し、質疑の後、教育民生委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第45号」を上程し、質疑の後、産業建設委員会に審査付託いたします。

次に、一般質問の通告がありましたら、ここで一般質問をお願いすることといたしております。

以上で、この日の日程は終わり、散会となりますが、散会後に、「予算特別委員会」をお開きいただき、正副委員長の互選、予算審査の進め方についてお願いいたします。

次に、3月7日・火曜日、及び8日・水曜日につきましても、一般質問をお願いすることといたしておりますが、7日の午前中は、中学校の卒業式が予定されておりますので、この日の開会時間につきましても、午後1時30分からとさせていただきます。

また、一般質問が早く終了した場合は、残る日程を、議決で休会としていただく場合もありますので、御承知おきください。

次に、9日・木曜日から、土曜日・日曜日の休会をはさみまして、16日・木曜日までの6日間を、予算特別委員会の各分科会の審査期間としております。

また、17日・金曜日は午前小学校卒業式が、午後は宮川中学校閉校式が行われるため、休会とさせていただきます。

次に、常任委員会の開催日程でございますが、21日・火曜日の午前と午後、及び23日・木曜日の午前を充てております。

また、23日の午後は、予算特別委員会の全体会でございますが、分科会長報告、質疑、討論、採決でございます。

なお、22日・月曜日につきましても、午前に、幼稚園卒園式が、午後は、沢村栄治生誕100周年記念事業が行われるため、休会とさせていただきます。

次に、24日・金曜日は議事整理のため議決で休会とさせていただきます。

次に、最終日の27日・月曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開き願ひ、この日の議事について、ご審査いただきます。

続いて、午前10時に、本会議の継続会議を開き、まず「議案第1号・外9件一括」を上程し、予算特別委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、ご決定いただきます。

次に、「議案第11号・外9件一括」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、

ご決定いただきます。

次に、「議案第21号・外15件一括」を上程し、所管常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、ご決定いただきます。

次に、「議案第37号・外6件一括」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、ご決定いただきます。

次に、「議案第44号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、ご決定いただきます。

次に、「議案第45号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、ご決定いただきます。

次に、「報告第1号」、及び「第2号」の2件を一括上程し、当局説明、質疑の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、「報告第3号」及び「第4号」の2件を順次上程し、それぞれ、当局説明、質疑の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、「発議第1号 伊勢市議会議員定数条例の一部改正について」を上程し、提案者説明、質疑の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

なお、討論をされる方は、24日・金曜日、正午までに、討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

以上で、3月定例会・提出の全議案が議了するわけですが、市長から発言の申出がありましたら、ここで許可し、市長発言の終了後、閉会といたします。

また、議会閉会后、全員協議会をお開きいただき、「各種委員の推薦について」をお願いいたします。

そして、全員協議会の閉会后に、「議会のあり方調査特別委員会 広報検討分科会」をお願いすることといたしております。

以上のおり日程案を作成いたしましたので、よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。

## 【伊勢市議会議員定数条例の一部改正について】

それでは、議長に代わりまして、伊勢市議会議員定数条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議員定数につきましては、12月2日に開かれました、各派代表者会議におきまして、2名減の「28人」から「26人」にすること、及び、議員定数条例の改正については、平成29年3月定例会に議員発議で行うことが了承されているものでございます。

それでは、お手元に配布してございます、資料2の「新旧対照表」をご覧ください。

右側が「改正前」、左側が「改正後」となっております。

上段につきましては、「伊勢市議会議員定数条例の一部改正」でございませう。

議員定数につきましては、「28人」から「26人」に改めようとするものでございませう。

次に、下段でございませうが、「伊勢市議会委員会条例の一部改正」でございませう。

議員定数を「26人」とすることに伴いまして、3つの常任委員会の委員の定数、及び、議会運営委員会の委員の定数につきまして、ご協議をお願いするものでございませう。

恐れ入りますが、お手元に配布してございませう、資料3の「議会運営委員会定数一覧」をご覧ください。

この資料は、三重県下及び類似団体の議会運営委員会の定数を一覧にしたものでございませう。後ほど、ご高覧ください。

なお、協議の結果、各常任委員会の委員の定数、又は、議会運営委員会の委員の定数を変更することとなりましたならば、「伊勢市議会委員会条例の一部改正」につきましては、「伊勢市議会議員定数条例の一部改正」の附則におきまして、改正を行いたいと考えております。

以上が、条例の改正について、ご協議をいただく内容でございませうが、併せまして、議案の提出方法でございませうが、議会運営委員会とするのか、あるいは、委員の連名で提出するののかにつきまして、ご協議をお願いいたします。

また、日程といたしましては、先ほど、ご説明を申し上げましたが、最終日に、発議で、「伊勢市議会議員定数条例の一部改正について」としまして、提案していただく予定でございませう。